

福島県条例第 1 1 号

福島県国民健康保険運営協議会条例

(設置)

第 1 条 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 2 7 年法律第 3 1 号。以下「改正法」という。）附則第 9 条の規定に基づき、知事の附属機関として福島県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について審議する。

- 一 改正法附則第 7 条の規定によりその例によることとされている改正法第 4 条の規定による改正後の国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号。次号において「新法」という。）第 8 2 条の 2 第 1 項に規定する国民健康保険事業の運営に関する方針の作成に関すること
- 二 改正法附則第 9 条の規定に基づく新法第 7 5 条の 7 第 1 項の規定する国民健康保険事業費納付金の徴収に関すること。
- 三 前 2 号に掲げるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する重要事項に関すること

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 1 1 人で組織する。

(委員の定員及び任期)

第 4 条 次の各号に掲げる委員の定数は、当該各号に掲げる委員の区分に応じ、当該各号に定める人数とする。

- 一 国民健康保険の被保険者を代表する委員 3 人
- 二 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3 人
- 三 公益を代表する委員 3 人
- 四 被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）第 7 条第 3 項に規定する被用者保険等保険者をいう。）を代表する委員 2 人

2 委員の任期は、平成 3 0 年 3 月 3 1 日までとする。

(会長)

第5条 協議会に会長を一人置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、第1項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、協議会の会議の議長となる。
- 3 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行後最初に開催される協議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、知事が招集する。